



主な内容

- 賞与支払届の提出をお忘れなく
- 医療費のお知らせを行っています
- 標語コンクール入選作品発表

職場内で回覧しましょう



目黒邸  
(魚沼市)

ふるさと 越後

賞与を支払ったら  
「賞与支払届」を提出しましょう

社会保険庁ホームページ <http://www.sia.go.jp>

社会保険庁年金ホームページ <http://www.nenkin.go.jp>



おめでとう  
ございます

# 標語コンクール入選作品発表

健康づくりの一環として、被保険者や家族の一人ひとりが関心を持ち、健康であることの素晴らしさを一層認識していただくため、職場や家庭での健康づくりを内容とした**健康づくり標語コンクール**を実施したところ、多数の応募をいただき誠にありがとうございました。

入賞者のコメントと併せて結果をお知らせいたします。(敬称略)

## 金賞



### 少しずつ重ねる努力が健康づくり

新潟市

岡畑 香織

株式会社石川食品

賞をいただき、恐縮です。何事につけ、三日坊主の私自身への戒めとして、また、気楽に気負わず、体に良い事を続けていこうと考え作りました。

## 銀賞



### はじめる! はじまる! 明日へつづく健康づくり

胎内市

八幡 まゆみ

有限会社伊藤瓦店

3月に3人目の子供を出産いたしました。健康だからかわいい新しい命に出会えたのだと思っています。おかげさまでとても元気に育ってくれ、何よりも健康な私を生み、育ててくれた両親、周りの方々に感謝しています。これからは私も家族の健康管理に精一杯努めて行きたいと思っています。

## 銅賞



### 「健康で元気で百歳」私の目標

上越市

飯野 美徳

上越酒造株式会社

酒は百薬の長と云われております。酒造りの仕事にたずさわって健康で働けるよろこびを感じております。おいしいお酒を楽しく飲んで、元気に毎日を送りたいと思っています。

## 佳作



健康は 自分自身でつくる 宝物

‘おはよう’ 今日も一日 身も心も軽快に!

しっかり栄養 のんびり運動 ゆっくり休養

健康は 日々の努力の 積み重ね

健康は 誰がためではなく 我がために

歩きだそう! 健康づくりへ 第一歩

おはようで 今日確認 家族の健康

三条市 長橋 千代

燕市 清水 幸子

三条市 見原 修

上越市 市川 雅樹

長岡市 近藤 春乃

上越市 小田島 実

新潟市 島田 ヨシ子

## 平成18年度 健康保険軟式野球新潟県大会

# 県大会出場 チーム決定!



健康保険軟式野球新潟県大会の予選を兼ねた大会が社会保険協会各支部で行われ、代表チームが決定しました。

新潟県大会は8月5日(土)、8月6日(日)の両日に、新潟市営鳥屋野野球場で行われます。

新潟東 北陸ガス株式会社

新潟西 株式会社 広瀬組

長岡 社会福祉法人 長岡三古老人福祉会

上越 株式会社 柿崎機械

柏崎 新潟環境サービス株式会社

三条 蒲原ガス株式会社

新発田 北興化学工業株式会社新潟工場

六日町 医療法人越南会 五日町病院

佐渡を歩こう

# 健康ウォーク!

今年は、佐渡市小木地区で  
開催します!  
開催日  
平成18年9月下旬



お申し込み、詳細については「8月号折り込みチラシ」をご覧ください。

協会支部だより

暑い夏を「海の家」でリフレッシュ  
みんなで健康づくりをしましょう!

「海の家開設場所」及び「割引券  
申込書」は社会保険にいがた6月号  
でお知らせしたとおりです。

● 申込先 …… (財)新潟県社会保険協会各支部(各地区事務センター)

**上越地区事務センター**

管轄支部 上越支部・柏崎支部  
住 所 〒943-0837  
上越市南城町1-5-9  
電 話 025-527-4880

**中越地区事務センター**

管轄支部 長岡支部・六日町支部  
住 所 〒940-0061  
長岡市城内町3-甲893-36丸山ビル601  
電 話 0258-31-8090

**下越地区事務センター**

管轄支部 新潟東支部・新潟西支部・三条支部・新発田支部  
住 所 〒950-0087  
新潟市東大通1-2-25北越第一ビルディング6F  
電 話 025-290-3200

## 8月の社会保険相談のご案内

会 場	相談日	時 間	会 場	相談日	時 間
五 泉 商 工 会 議 所	22(火)	10:00~15:30	青海生涯学習センター	23(水)	10:00~15:00
村 松 商 工 会	8(火)	10:00~15:00	巻 商 工 会	2(水)	10:00~15:00
佐 和 田 商 工 会	9(水)	13:30~15:30	吉田商工会(燕市吉田産業会館)	17(木)	10:00~15:00
両 津 商 工 会	10(木)	9:00~11:00	市民交流センター ナープルみつけ	23(水)	10:00~15:00
小 木 町 商 工 会	10(木)	9:00~10:30	阿賀野市水原公民館	16(水)	9:30~14:30
小 出 商 工 会	9(水)	10:00~15:00	中 条 町 商 工 会	17(木)	10:00~15:00
長岡市役所 栃尾支所	16(水)	10:00~15:00	村 上 市 役 所	23(水)	10:30~15:00
小千谷商工会議所	22(火)	10:00~15:00	十日町地域地場産業振興センター	10(木)	10:00~15:00
糸 魚 川 市 役 所	9(水)	10:00~15:00	クロス10	24(木)	10:00~15:00
浦川原区総合事務所	16(水)	10:00~15:00			

●年金の相談・照会等には、年金手帳(基礎年金番号通知書)・年金証書等を持参してください。

注) 佐渡地区の時間(朱書)は受付時間となりますのでご注意ください。



月額変更届

4月に従業員の昇給を行いました。どのような手続きが必要でしょうか。

**A** 被保険者の標準報酬月額は、原則として次の定時決定（算定基礎）が行われるまでは変更されませんが、昇給や降給によって被保険者の受ける報酬の額が大幅に変動した場合、標準報酬月額の改定を行います。これを標準報酬月額の「随時改定」といい、次の3つの条件すべてにあてはまる場合は月額変更届の提出が必要です。

- ①昇（降）給などで固定的賃金に変動があったとき
- ②固定的賃金の変動月以後引き続き3ヶ月の間に支払われた報酬の平均月額と現在の標準報酬月額との間に2等級以上の差が生じたとき
- ③3ヶ月とも報酬の支払基礎日数が17日以上あるとき  
（改定年月が平成18年6月以前の場合は「20日以上」）



4月昇給の場合「月額変更届」は4月・5月・6月に支払われる総支給額とその平均額を届出ることになりますので、6月の賃金支払後に提出してください。

なお昇給したにもかかわらず残業手当などの非固定的賃金が減ったために、総支給額の平均が2等級以上下がった場合などは月額変更には該当しませんのでご注意ください。

固定的賃金の変動に該当する例

- 1. 昇給（ベースアップ）、降給（ベースダウン）
- 2. 給与体系の変更（日給から月給への変更など）
- 3. 日給・時給の基礎単価の変更
- 4. 歩合給などの単価、歩合率の変更
- 5. 家族手当、役付手当など固定的手当の支給額の変更など

固定的賃金・非固定的賃金の例

固 定 的 賃 金	月給、日給、通勤手当、家族手当 役付手当、基礎単価、歩合率など
非 固 定 的 賃 金	残業手当、能率手当、皆勤手当、 精勤手当、日・宿直手当など

財団法人 新潟県社会保険協会 平成17年度決算承認される

平成17年度における本協会の会計収入・支出決算は、6月19日の理事会・評議員会の審議を経て承認されましたので次のとおりご報告いたします。

会員の理解と協力により、社会保険制度の趣旨普及と被保険者及び家族の健康保持と福祉の向上を図り、もって社会保険事業の円滑な運営発展に資することを目的として実施した。

主な事業報告

1 社会保険制度の趣旨普及 広報活動

会員、事務担当者、被保険者を対象とした機関誌「社会保険にいがた」を毎月発行し、制度の内容や動きをわかりやすくお知らせした。

2 保健施設

健康保険軟式野球新潟県大会、健康ウォーク、健康保険ボーリング新潟県大会を実施するとともに、健康保険保養所を運営し、被保険者並びに家族のレクリエーション活動の助成を行った。

3 協力団体への活動助成

社会保険委員会連合会、厚生年金受給者協会連合会等社会保険制度の普及発展に寄与している団体に対し、その活動を助成した。

4 健康づくり事業の実施

職場における健康づくりのため、医師、栄養士、著名人、保健体育専門家、保健師等による講習会、健康相談指導等及び印刷物の配付を行った。

5 高額医療費貸付事業、出産費貸付事業の実施

政府管掌健康保険及び船員保険の被保険者と被扶養者に対して、高額療養費、出産育児一時金が支給されるまでの当座の支払に充てるための資金の貸付事業を行った。

6 社会保険センター・社会保険健康管理センター

一次予防を中心とした健康づくり事業、生きがいづくり事業の実施、生活習慣病予防健診の実施。

一般会計決算書

〈収入の部〉 (単位：円)

科 目	予 算 額	決 算 額	差 異
1. 基本財産運用収入	1,000	96	904
2. 会 費 収 入	140,124,000	133,655,820	6,468,180
3. 雑 収 入	4,207,500	3,799,656	407,844
当期収入合計(A)	144,332,500	137,455,572	6,876,928
前期繰越収支差額	19,000,000	55,406,478	△36,406,478
収 入 合 計(B)	163,332,500	192,862,050	△29,529,550

〈支出の部〉 (単位：円)

科 目	予 算 額	決 算 額	差 異
1. 事 業 費	104,284,000	80,455,963	23,828,037
2. 管 理 費	51,770,500	46,128,628	5,641,872
3. 特定預金支出	500,000	500,000	0
4. 繰入金支出	4,000,000	4,000,000	0
5. 予 備 費	2,778,000	0	2,778,000
当期支出合計(C)	163,332,500	131,084,591	32,247,909
当期収支差額(A)-(C)	△19,000,000	6,370,981	△25,370,981
次期繰越収支差額(B)-(C)	0	61,777,459	△61,777,459

ボーナス等を  
支払ったら

# 賞与支払届 の提出をお忘れなく！



賞与を支払った場合には、支払日から5日以内に、被保険者ごとに賞与額等を記入した「被保険者賞与支払届」を提出していただくことになります。

また、FDまたは届書用紙いずれの届出の場合も「被保険者賞与支払届総括表」をあわせて提出していただくことになります。

**賞与も保険料や年金給付の対象となるので、  
忘れずに届出をしましょう。**

## 届出方法

### FDの場合

磁気媒体届書作成プログラム(社会保険庁ホームページ <http://www.sia.go.jp/> から無償で提供されています。)により作成し提出してください。また、希望する事業主の方には、被保険者の氏名や生年月日などの基本情報をあらかじめ収録したターンアラウンドFDも提供されており、これを利用することで届書の作成が  
いっそう容易に行えます。

※事業所から提出されたFDについては、お返しできませんので  
ご了承ください。



### 届書用紙 の場合

賞与支払予定月の前月に、被保険者の氏名・生年月日などの基本情報を印字した届書用紙が送付されますので、必要事項を記入のうえ提出してください。

### 賞与の支払いが ない場合

賞与支払予定月に賞与の支払いがなかった場合は、「被保険者賞与支払届総括表」のみ提出してください。



## 賞与にかかる保険料率

### 健康保険料(政府管掌健康保険)

(事業主・被保険者折半)

#### ■介護保険に該当しない被保険者

$$\text{標準賞与額} \times \frac{82}{1000}$$

#### ■介護保険に該当する被保険者

$$\text{標準賞与額} \times \frac{94.3}{1000}$$

### 厚生年金保険料(一般)

(事業主・被保険者折半)

$$\text{標準賞与額} \times \frac{142.88}{1000}$$

### 児童手当搬出金

(全額事業主負担)

$$\text{厚生年金保険の標準賞与額} \times \frac{0.9}{1000}$$

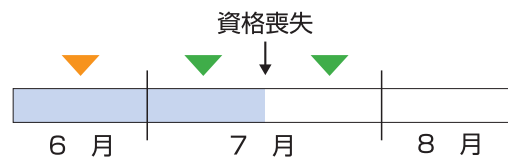
※標準賞与額は、各被保険者の賞与額から1,000円未満の端数を切り捨てた額です。ただし、支給1回につき(同一月に2回以上支給があった場合は合算して)健康保険は200万円、厚生年金保険は150万円が上限です。

# 賞与保険料

## こんなときどうするの

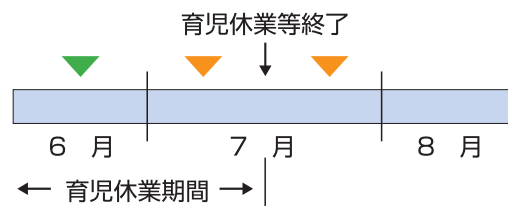
### 資格喪失月に支払われた場合

資格喪失月(退職日の翌日の属する月)に支払われた賞与には保険料はかかりません。(資格取得月と資格喪失月が同月の場合で、被保険者期間中に支払われた賞与については、保険料がかかります。)

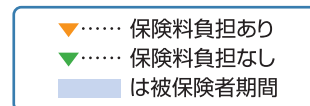


### 育児休業期間中の取扱い

育児休業等を開始した日の属する月から終了する日の翌日が属する月の前月までについては、事業主の申出により、毎月の保険料と同様に賞与の保険料も徴収されません。



※育児休業期間中に支払われた賞与についても年金の計算に反映されるため、賞与支払届を提出してください。



事業主及び被保険者の皆様へ (新潟社会保険事務局からのお知らせです)

### 医療機関に受診された方に、医療費のお知らせを行っています。

医療費のお知らせとは、政府管掌健康保険の被保険者とその家族の方が受けられた医療について、医療機関名、診療年月、医療費の額などを年2回お知らせするもので、今回は平成17年10月から平成18年3月の間に受診されたことのある方にお送りしています。

医療費のお知らせは、各事業所あてに送付していますので、事業主の皆様は届き次第、被保険者の方々へお渡しいただきますようお願いいたします。

※発送は7月から9月にかけて各社会保険事務所ごとに順次送付しますので、まだ、お手元に届かない場合はもうしばらくお待ちください。

お問  
い  
合  
わせ  
先

新潟社会保険事務局事務センター  
〒950-8611 新潟市弁天3-2-3ニッセイ新潟駅前ビル3階  
TEL.025-249-5701

### 社会保険事務所からの訂正のご連絡(お詫び)

算定基礎届に同封させていただいた「社会保険事務の手引」(冊子)の記載の中に以下のとおり誤りがありました。訂正してお詫び申し上げます。

#### ○訂正箇所

3ページ「高額療養費の自己負担限度額の引上げ(平成18年10月実施予定)」の表(下記)の赤字表記の部分(記載洩れ)

		現 行		改正案		
70歳未満	上位所得者 <sup>※1</sup>	139,800円+(医療費-466,000円)×1% <77,700円>		150,000円+(医療費-500,000円)×1% <83,400円>		
	一 般	72,300円+(医療費-241,000円)×1% <40,200円>		80,100円+(医療費-267,000円)×1% <44,400円>		
	低所得者 <sup>※3</sup>	35,400円(24,600円)		35,400円(24,600円)		
70歳以上	現役並所得者 <sup>※2</sup>	外来(個人ごと) 40,200円	72,300円+(医療費-361,500円)×1% <40,200円>	外来(個人ごと) 44,400円	80,100円+(医療費-267,000円)×1% <44,400円>	
	一 般	12,000円	40,200円	12,000円	44,400円	
	低所得者 <sup>※3</sup>	II	8,000円	24,600円	8,000円	24,600円
		I <sup>※4</sup>		15,000円		15,000円